

## ●野焼き禁止について

# 野焼き は法律で禁止されています!!



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、平成13年4月1日から野焼きは**原則禁止**となっています。

ドラム缶に入れての焼却，穴を掘っての焼却，基準を満たさない焼却炉での焼却も野焼きです。

※違反者には，5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金，又はこの両方が科されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第15号)

※『火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為』をする時に消防署へ届出を行いますが，これは焼却行為を許可するものではありません。

近隣より苦情のある場合は行政指導の対象となります。

## 野焼き禁止の例外

下記のような例外もありますが，例外となる行為であっても，近隣より苦情のある場合は行政指導の対象となります。

**例外となる行為でも他人に迷惑を及ぼす焼却はできません。**

例外として認められるもの	具体例
国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却	・河川管理者などが河川の管理を行うために伐採した草木などの焼却
震災，風水害，火災，凍霜害その他災害予防，応急対策又は復旧のために必要な焼却	・災害等の応急対策 ・火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの	・正月の「しめ縄，門松等」を焚く行事 ・塔婆の供養焼却
農業，林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの	・農業者が行う稲わら等の焼却 ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却 ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの	・暖をとるためのたき火 ・キャンプファイヤー